

# 都道府県自立支援協議会の機能と役割

## 1. 地域の実態把握、情報の共有機能

- ・地域の相談支援体制の状況を把握
- ・相談支援事業及び地域自立支援協議会事務局のネットワーク化

## 2. 地域の相談支援体制のバックアップ機能

- ・地域の相談支援体制の充実強化(体制整備事業等)に関する協議
- ・地域自立支援協議会等の評価と具体的支援方策の検討

## 3. 全都道府県の課題の抽出(整理)機能

- ・課題の抽出、優先順位の整理
- ・全都道府県の課題に対する部会、検討会等による検討と施策提言

## 4. 広域・専門的相談支援の調整機能

- ・発達障害・就労支援・高次脳機能障害・地域移行支援等の各専門的領域における情報や知見の共有とネットワーク化
- ・普及のための具体的な検討

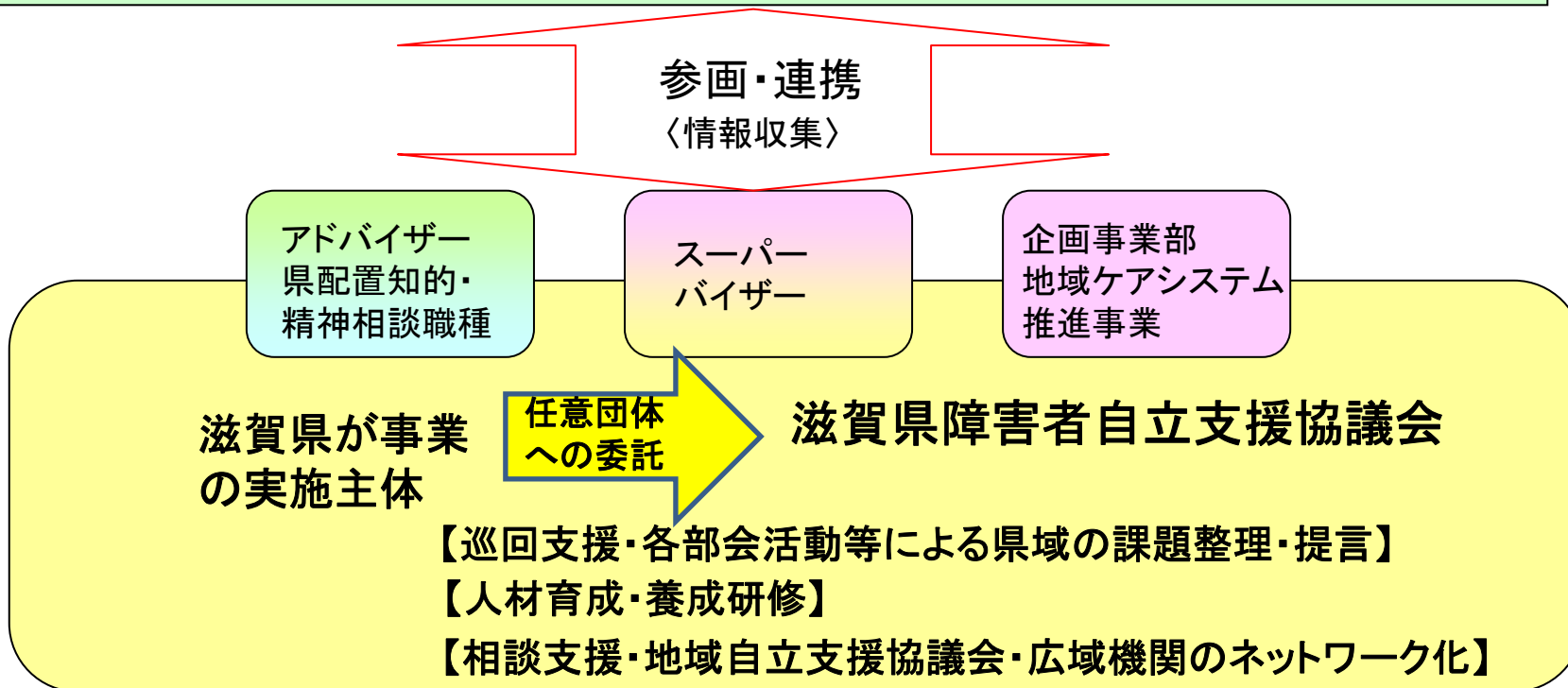
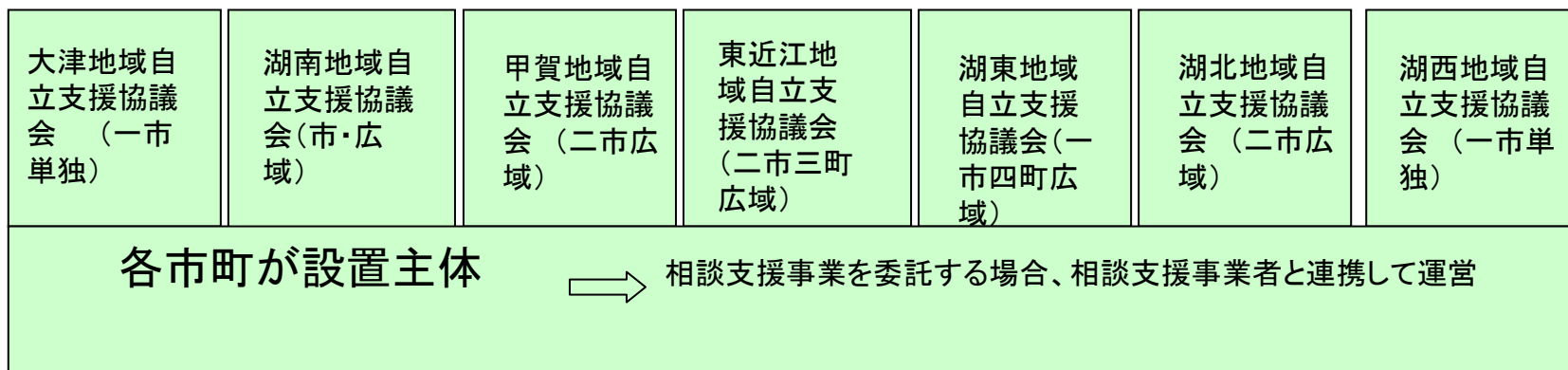
## 5. 人材育成機能

- ・地域の相談支援体制を担う人材の養成のあり方を検討
- ・相談支援従事者養成・サービス管理責任者養成等の研修の企画検討とその中核となる人材の育成

# 参考資料

滋賀県障害者自立支援協議会  
組織・運営のあり方

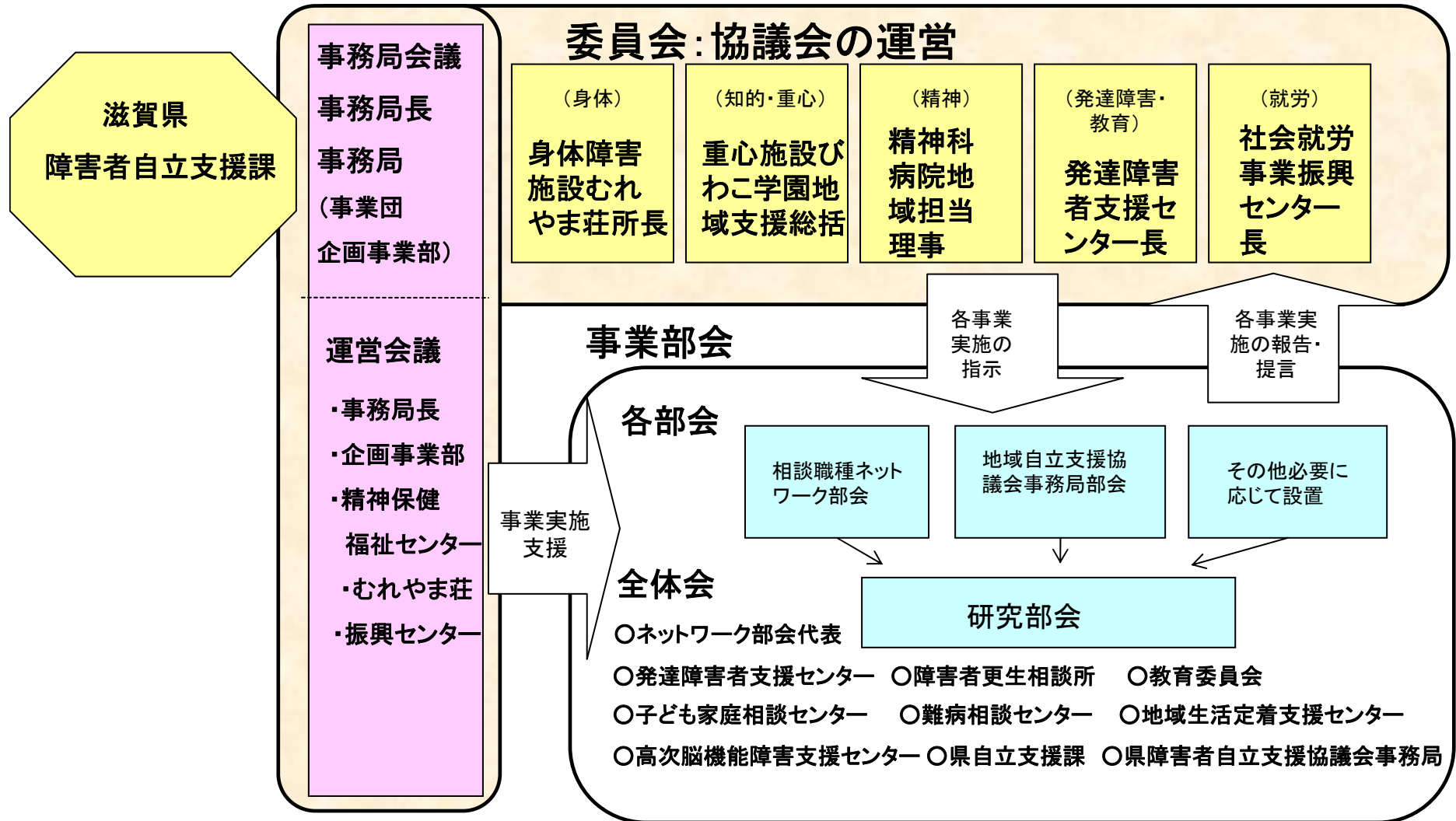
# 滋賀県障害者自立支援協議会の役割



# 滋賀県障害者自立支援協議会組織

任意団体による運営(県事業委託)

事業実施 主体



## 委員会 年間4回開催

身体・知的・精神・発達障害、教育・就労の5分野から選出された委員で構成する会議  
各部会、運営会議、研究部会等の活動報告を受け、全県的な課題の解決に向けた施策を提言する

## 全体会 年間2回開催

県相談機関(児童相談所、更生相談所、教育委員会、精神保健福祉センター)・発達障害者支援センター・難病支援センター・高次脳機能障害支援センター・地域生活定着支援センター・相談支援事業ネットワーク部会・地域自立支援協議会事務局部会・代表・事務局で構成する会議、各部会、全県的機関の活動の共有と情報交換を実施している

## 地域自立支援協議会事務局部会 年間2回開催

各地域自立支援協議会事務局で構成する部会  
各地域自立支援協議会の情報交換、全県的課題の確認を実施している

## 相談支援事業ネットワーク部会 隔月開催

身体・知的・精神分野の委託相談支援事業者及び就業・生活支援事業者で構成する部会  
各分野毎の課題整理、情報交換、研究テーマの抽出等を実施している  
年に一度四分野合同部会を開催し、情報と研究課題の共有化を実施している

## 研究部会 随時開催

身体・知的・精神分野の委託相談支援事業者及び就業・生活支援事業者の代表で構成する部会  
地域課題から県として対応すべき施策に対する調査・研究事業を実施している

## 運営会議 隔月開催

身体・知的・精神・就労分野の県事業委託機関と事務局会で構成する運営会議  
ネットワーク部会（各分野運営会議委員が世話役）・研究部会等の進捗状況確認・情報交換を実施している

## 事務局会議 月2回開催

各会議の協議内容の確認、各研修事業の検討、講師による検討会等の連絡調整に関する  
こと、県自立支援課との連絡調整に関すること

## 地域自立支援協議会と都道府県自立支援協議会の関係性

- ・自立支援協議会の基本は地域の協議会（市町村単位、広域単位）活動である
- ・相談支援事業者の活動を核とした、利用者ニーズに基づく支援体制とネットワークの構築、地域課題の抽出と地域づくり（サービスの改善・開発）が地域自立支援協議会の目指すべき活動である（地域の福祉力の向上）
- ・但し市町村・広域単位の地域自立支援協議会で全てが完結しない課題がある



- ・都道府県自立支援協議会はアドバイザー・広域的・専門的機能と連携しながら、地域自立支援協議会活動を下支えする役割
- ・市町村単位で解決できない課題を整理し、広域、全県的な解決方を講じる
- ・エリアで分断されている地域自立支援協議会や相談支援事業者のネットワーク化などにより、情報の共有化と地域間格差を生じないように配慮する